



「赤字なので
法人市県民税
を決算書に計

上しなかったが、税務上はOKでも
経審の手続き上、認められない…
と聞いた。前期からの繰越金とも
合わなくなるし
どうすれば…」と
いった相談が会

計事務所からありました。公共
工事が減る中で業者は有利に受
注したいと必死です。この相談と
は別のことですが、経審の虚偽
申請を防止するため国
交省は、対策第1弾とし

「60才を過ぎても働い
てくれる従業員の賃金
の事だが、60才時点と比べて75%
未満に低下すると雇用保険から
手当を貰える…との資料が手に
入った。厚生年金から在職老齢
年金も貰う予定。
支給額が調整さ
れるとも書いて
あるのでどうしたものか…?」と
はT社からの質問です。この手当
は高年齢雇用継続給付といい、①
60~64才の一般被保険者(パートも
OK)で②被保険者期間が5年以上
③原則として60才時点の賃金と

経審虚偽申請事後検査手順書
対策才2弾!! 後検査を通知

て6月に、経営状況分析機関によ
る疑義チェックの抽出基準と確認方
法を見直し、また行政による事後
検査も強化しました。現在分析機
関は20近くありますが、2つの機
関を検査しただけで10社程の疑
義業者が出たと
の情報がありま
す。国交省は対策

第2弾として、8/23に事後検査の
「調査手順書」を地方整備局と各
県に通知。情報共有のため「疑義
業者連絡表」も作成した模様です。
経審も安易に考えたら
大変な事になりますね。



比べて75%未満に低下
しておれば低下率に応
じて毎月の賃金の0~15%の額が
支給される…という制度。ただし
在老年金を同時に受給する場合
は継続給付の額に応じて年金の
一部(0~6%)が支
給停止される事
も…。当事務所で

賃金低下の給付金!試算表を
60~64才へサービス

は60才到達時の賃金証明書交付
の手続き時に継続給付の試算表
をお付けするサービスを始めます。
希望があれば
在老年金との
試算もします。

